

長野県教育委員会告示第3号

平成29年度長野県立高等学校入学者選抜要綱を次のとおり定めました。

平成28年7月21日

長野県教育委員会

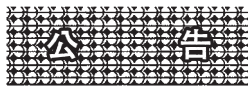
1 要綱の名称

平成29年度長野県立高等学校入学者選抜要綱

2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/index.html>) に掲載しました。

高校教育課



公告

長野県飯田創造館の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部守一

1 施設の概要等

(1) 名称

長野県飯田創造館

(2) 所在地

長野県飯田市小伝馬町1-3541-1

(3) 設置目的

住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。

(4) 施設の概要

建設年月	昭和54年12月
構造	鉄筋コンクリート造地上4階
敷地面積	2,377.36㎡
延床面積	2,411.35㎡
主な施設	学習室等（長野県飯田創造館指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載のとおり）

2 指定期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです（詳細は、募集要項及び長野県飯田創造館管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）によります。）。

(1) 施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 長野県飯田創造館の利用の許可に関する業務

(3) 長野県飯田創造館の利用に係る料金に関する業務

(4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務

(5) (1)から(4)までに掲げる業務に附随する業務

4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であることが必要です。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号に該当しない者であること。

(2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

(4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった法人等でないこと。

(6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県県民文化部文化政策課（郵便番号380-8570（県庁専用郵便番号）、所在地：長野県長野市大字南長野字幅下692-2）で交付します。

なお、長野県公式ホームページ (<http://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/kensei/soshiki/soshiki/kencho/bunka/index.html>) からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県県民文化部文化政策課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成28年8月19日(金)から9月9日(金)正午まで

6 現地説明会の開催

長野県飯田創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

- (1) 日時
平成28年8月3日(水) 午前9時30分から
- (2) 場所
長野県飯田創造館
- (3) その他
現地説明会に参加しようとする者は、平成28年8月1日(月)までに、所定の用紙により長野県県民文化部文化政策課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県県民文化部文化政策課(電話 026(235)7282)に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

文化政策課

公告

長野県佐久創造館の管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部守一

1 施設の概要等

- (1) 名称
長野県佐久創造館
- (2) 所在地
長野県佐久市猿久保55
- (3) 設置目的
住民福祉の増進に寄与することを目的として、一般住民に文化活動の場を提供する。
- (4) 施設の概要

建設年月	昭和55年12月
構造	鉄筋コンクリート造地上2階
敷地面積	10,265.19㎡
延床面積	4,875.66㎡
主な施設	学習室等(長野県佐久創造館指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)に記載のとおり)

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです(詳細は、募

集要項及び長野県佐久創造館管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によります。)

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県佐久創造館の利用の許可に関する業務
- (3) 長野県佐久創造館の利用に係る料金に関する業務
- (4) 文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務
- (5) (1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であることが必要です。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (2) 長野県会計局長又は長野県建設部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)又は長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (4) 県税その他の租税の滞納がない法人等であること。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定があった法人等でないこと。
- (6) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

5 応募の手続

- (1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、長野県県民文化部文化政策課(郵便番号380-8570(県庁専用郵便番号)、所在地:長野県長野市大字南長野字幅下692-2)で交付します。

なお、長野県公式ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/seibun/kensei/soshiki/soshiki/kencho/bunka/index.html>)からダウンロードできます。

- (2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県県民文化部文化政策課へ提出してください。

ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの

ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類

エ 役員の名簿及び履歴書

オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類

カ 申請者が4の応募資格に該当する旨の誓約書

キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成28年8月19日(金)から9月9日(金)正午まで

6 現地説明会の開催

長野県佐久創造館の施設について説明するため、次のとおり現地説明会を開催します。

(1) 日時

平成28年8月3日(水) 午後2時30分から

(2) 場所

長野県佐久創造館

(3) その他

現地説明会に参加しようとする者は、平成28年8月1日(月)までに、所定の用紙により長野県県民文化部文化政策課へ申し込んでください。

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から県立文化施設指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、応募者が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県県民文化部文化政策課(電話 026 (235) 7282)に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

文化政策課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人子どもと文化のNPO Art. 31
- 3 代表者の氏名
大屋 壽朗
- 4 主たる事務所の所在地
諏訪郡原村17217番地419
- 5 定款に記載された目的
この法人は、広く国民に対して、国連子どもの権利条約が第31条に定めた「文化的生活の権利」の普及に関する事業を行い、子どもたちの幸せと豊かな成長に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 申請のあった年月日
平成28年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人離婚・別居後の子ども面会交流・権利促進協会
- 3 代表者の氏名
降旗 志郎
- 4 主たる事務所の所在地
安曇野市穂高牧252番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、親の離婚や別居家庭における児童の福祉推進に寄与することを目的とする。
 - (1) 子ども達一人ひとりの権利を守り、子ども達の貧困や経済的困窮からの脱却を目的の一つとする。
 - (2) どちらの親からも疎外されることなく面会交流を豊かにすることで、心身共に健やかなる成長をとげ情緒的発達がなせるよう推進する。
 - (3) 家族全体を一つのシステムと捉え、発達障がいの視点を加味しながら、一人ひとりがより良く生きる為の援助をする。

県民協働課

公告

長野県男女共同参画センターの管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせますので、その候補者を次のとおり募集します。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 施設の概要等
 - (1) 名称 長野県男女共同参画センター
 - (2) 所在地 長野県岡谷市長地権現町四丁目11番51号
 - (3) 設置目的
男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援する。
 - (4) 施設の概要

建設年月	昭和59年8月
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階(一部4階)
敷地面積	5135.8㎡
延床面積	3351.6㎡
主な施設	ホール(定員504名)等(長野県男女共同参画センター指定管理者管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)に記載のとおり)

2 指定期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりです。(詳細は、長野県男女共同参画センター指定管理者募集要項(以下「募集要項」という。)及び仕様書によります。)

- (1) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 長野県男女共同参画センターの利用の許可に関する業務
- (3) 長野県男女共同参画センターの利用に係る料金に関する業務
- (4) (1)から(3)までに掲げる業務に附帯する業務

4 応募資格

応募をする者は、次のいずれにも該当する者であることが必要です。

- (1) 法人その他の団体であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当しない者であること。
- (3) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)及び長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。
- (5) 県税その他の租税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の決定又は再生手続の開始の決定があった者でないこと。
- (7) 法人等の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

5 現地説明会の開催

応募しようとする者を対象として、次のとおり説明会を開催します。

- (1) 日時 平成28年8月17日(水) 13時30分から15時30分まで
- (2) 場所 長野県男女共同参画センター
- (3) その他

説明会に参加しようとする者は、平成28年8月9日(火)17

時まで、長野県県民文化部人権・男女共同参画課(郵便番号380-8570(県庁専用郵便番号)、所在地:長野県長野市大字南長野字幅下692-2、ファクシミリ:026(235)7389、電子メール:jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp)へ申し込んでください。

6 応募の手続

(1) 募集要項及び仕様書の交付

募集要項及び仕様書は、上記5の説明会において交付するほか、長野県県民文化部人権・男女共同参画課で交付します。なお、長野県ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/jinken-danjo/kurashi/jinkendanjo/danjo/kanri/boshu.html>)からダウンロードできます。

(2) 応募方法

申請書に、次の書類を添付して、長野県県民文化部人権・男女共同参画課へ提出してください。

- ア 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの
- イ 申請の日の属する事業年度の前3年の各事業年度における申請者の事業の状況を記載した書類、貸借対照表及び損益計算書若しくは収支計算書又はこれらに準ずるもの
- ウ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における申請者の事業の実施及び収支に係る計画を記載した書類
- エ 役員の名簿及び履歴書
- オ 申請者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- カ 申請者が4の応募資格に該当する旨の誓約書
- キ その他募集要項に定める書類

(3) 受付期間

平成28年7月21日(木)から9月12日(月)午後5時まで(郵送による応募は、9月12日(月)午後5時までに到着のものに限り受け付けます。)

7 指定管理者の指定の手続等

指定管理者は、応募者の中から男女共同参画センター指定管理者選定委員会においてその候補者を選定し、議会の議決を経て指定します。なお、候補者への申請が多数あった場合には、選定委員会による候補者選定の前に予備審査を行い、選定委員会の審査対象とする者を予め絞る場合があります。

8 その他

- (1) その他詳細については、募集要項及び仕様書によります。
- (2) この募集について不明な事項は、長野県県民文化部人権・男女共同参画課(電話 026(235)7102)に問い合わせてください。
- (3) この募集に際して収集する個人情報は、指定管理者の候補者の選定に必要な範囲でのみ利用します。

人権・男女共同参画課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

上田塩尻ショッピングセンター

上田市大字秋和字立石361-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社スギウラ

坂城町大字坂城6391

株式会社バローホールディングス

岐阜県恵那市大井町180-1

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称

(変更前) (株)バロー

(変更後) (株)バローホールディングス

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
合同会社西友	スティーブン・ヘイズ・デイカス	東京都北区赤羽2-1-1
(株)はなおか	花岡 正一	上田市中央3-8-11
(有)塚田呉服店	塚田 弘	坂城町大字坂城6428
(株)アイ・トピア	田中 尚己	東京都八王子市横川町1120-1
(有)プラトウ	矢島 久和	千曲市大字屋代2451
(株)甲州屋山田商店	山田 豊	上田市中央2-5-5
(株)小森ネット	小森 繁	東京都杉並区久我山5-38-15
宮道 泰俊	-	長野市三輪4-13-14
真栄食品(株)	山田 洋一	立科町大字牛鹿124-5
斉藤 正利	-	長門町1209
(株)田原屋	田熊 太郎	神奈川県川崎市川崎区砂子2-3-2

(変更後)

氏名又は名称	代表者氏名	住所
(株)共和コーポレーション	宮本 和彦	長野市若里3-10-28
阪南理美容(株)	濱屋 勉	大阪府藤井寺市春日丘3-12-1
山岸 春夫	-	上田市秋和361-2
(株)バロー	田代 正美	岐阜県多治見市大針町661-1
(株)オキノ	荻野 寛二	山梨県甲府市德行1-2-18
(株)ル・プレ	塚田 弘	坂城町大字坂城6428

- 4 変更した年月日
平成27年10月1日ほか
- 5 届出年月日
平成27年11月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年7月21日から平成28年11月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アクロスプラザ丸子
上田市中丸子1647-7ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲1-2-1
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) ベルプラザショッピングセンター
(変更後) アクロスプラザ丸子
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツモトキョシ甲信越販売	井浦 康晴	岡谷市赤羽1-4-18

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)マツモトキョシ甲信越販売	西野 利昭	岡谷市赤羽1-4-18

- 4 変更した年月日
平成25年10月1日
- 5 届出年月日
平成27年11月26日及び平成28年4月1日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年7月21日から平成28年11月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウンしおだ野
上田市神畑字畔田374ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
イオンタウン株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
有限会社メイ・田中商事
上田市神畑884-1
- 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに
代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオンリテール (株)	村井 正平	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ 長野(株)	増田 正良	松本市双葉10-22
(株)エディオン	久保 允誉	大阪府大阪市北区中之島2-3-33

- 4 変更した年月日
平成23年9月16日ほか
- 5 届出年月日
平成28年6月6日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年7月21日から平成28年11月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県上小地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
フォレストモール岡谷
岡谷市神明町3-830-6ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社フォレスト
東京都新宿区西新宿2-6-1
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)フォレスト	多田 高志	東京都八王子市南大沢2-25

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
(株)フォレスト	多田 直樹	東京都新宿区西新宿2-6-1

- 4 変更した年月日
平成27年4月1日
- 5 届出年月日
平成27年9月24日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年7月21日から平成28年11月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
めぐりモール・ピア
茅野市豊平3055-1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
信州諏訪農業協同組合
諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	雨宮 勇	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
(有)フジモリ薬局	藤森 憲司	茅野市宮川4532

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
信州諏訪農業協同組合	雨宮 勇	諏訪市大字四賀字広瀬橋通7841
(有)フジモリ薬局	藤森 憲司	茅野市宮川4532
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1

4 変更した年月日

平成27年4月1日

5 届出年月日

平成27年10月9日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年7月21日から平成28年11月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルシア薬局茅野本町店

茅野市本町西4604-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社グリーン企画

茅野市本町西5-23

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 平安堂茅野店

(変更後) ウエルシア薬局茅野本町店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
(株)平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳1-15-3

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
ウエルシア薬局(株)	水野 秀晴	東京都千代田区外神田2-2-15

4 変更した年月日

平成27年11月1日ほか

5 届出年月日

平成28年2月17日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成28年7月21日から平成28年11月21日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン茅野

茅野市大字米沢168ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンタウン株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
イオン(株)	岡田 元也	千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1
(株)三城	多根 幹雄	神奈川県横浜市港北区新横浜2-15-6

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
マックスバリュ長野(株)	増田 正良	松本市双葉10-22
(株)大創産業	矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東1-4-14

- 4 変更した年月日
平成22年2月21日ほか
- 5 届出年月日
平成28年5月26日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成28年7月21日から平成28年11月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県諏訪地方事務所商工観光課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
JA木曾総合施設
木曾町福島2872ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
木曾農業協同組合
木曾町福島3807-1
- 3 変更した事項
(1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

変更前	変更後
亀子 稔	高橋 徳

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	亀子 稔	木曾町福島3807-1

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
木曾農業協同組合	高橋 徳	木曾町福島3807-1
(株)長野県A・コープ	千野 勇	長野市市場2-1

- 4 変更した年月日
平成25年5月29日ほか
- 5 届出年月日
平成27年10月7日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県木曾地方事務所商工観光建築課
- 7 縦覧の期間
平成28年7月21日から平成28年11月21日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室又は長野県木曾地方事務所商工観光建築課

産業立地・経営支援課
創業・サービス産業振興室

公告

県営東塩田地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類

県営東塩田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年7月22日から8月19日まで

3 縦覧の場所

上田市役所

農地整備課

3 都市計画の案の縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課、長野県松本建設事務所及び塩尻市役所

4 縦覧期間

自 平成28年7月21日

至 平成28年8月5日

都市・まちづくり課

公告

県営西天竜地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部守一

1 縦覧に供する書類

県営西天竜地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成28年7月22日から8月19日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所、上伊那郡辰野町役場、上伊那郡箕輪町役場、上伊那郡南箕輪村役場

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年7月21日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

塩尻都市計画区域区分（市街化区域及び市街化調整区域）

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 市街化区域

平成24年長野県告示第86号で定めた塩尻都市計画市街化区域に塩尻市大字大門の一部及び大字広丘郷原の一部を加える

(2) 塩尻都市計画区域のうち市街化区域を除く区域